

くらしの講座



しっかり君

奈良県消費生活センターでは、5月よりくらしの講座（全9回）を開催します。

消費者力を向上させるための知識や、日常生活の中で必要な情報などを、幅広く学んでいただく講座です。

◆日時：平成31年5月～1月の間 毎月1回（全9回） 13：30～15：00

◆会場：奈良県消費生活センター
（奈良市三條本町8-1シルキア奈良2階）
・JR奈良駅西口直結
・近鉄奈良駅からバス「JR奈良駅前」下車

◆定員：30名程度（先着順）

◆申込：はがきかFAXに必要事項を記載し、下記にお申し込みください。

◎必要事項：受講希望日・申込者氏名
・希望人数・郵便番号・住所・電話番号

※お送りいただいた個人情報は、受講券の送付など講座運営にのみ使用します。

奈良県消費生活センターのホームページからも申し込み可能です。

◆各開催日の1週間前までにお申し込みください。

◆全回受講、1日だけ受講など、いずれも可能です。

◆受講していただける方には、受講券をお送りします。

◆主催：奈良県消費生活センター・奈良県金融広報委員会



うっかり君

	月日	講座内容	講師
1	5/29 (水)	これからの介護について	パナソニックエイジフリー株式会社
2	6/25 (火)	かしこい商品選択を身につけよう	公正取引委員会
3	7/26 (金)	「考える消費者」になろう！ ～その1～	奈良県金融広報アドバイザー

第4回（8月）以降の講座の詳細と参加者の募集は後日行います。

「考える消費者」になろう！は、第7回(11月開催)との計2回の連続講座となっています。

お問い合わせ・お申し込み：奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三條本町8-1 シルキア奈良2階

TEL 0742-32-0621 FAX 0742-32-2686

<http://www.pref.nara.jp/1746.htm>

架空請求はがきは無視してください！

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」など書かれた架空請求はがきについての相談が後を絶ちません。

実際に送付されたはがきの一例

総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されましたことをご通知いたします。管理番号 (●) ●●●● 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの元、給料差押え及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願いいたします。裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問い合わせください。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成●年●月●日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関3丁目●番●号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-●●●●●●-●●●●●●
受付時間 9:00~20:00 (日、祝日除く)

契約先、契約内容を明かさない。

連絡しないと「差し押さえ」するなど不安をあおります。

実際には存在しない機関の名称・住所を記載しています。民事訴訟管理センター 国民訴訟管理センターなどの場合もあります。

もっともらしい法律用語を書いて裁判をイメージさせます。

至急連絡させるよう期日を定め不安をあおります。

法務省など公的機関を装っています。

○「訴訟」や「差し押さえ」「裁判所」といった不安をあおる言葉を並べ、裁判の取下げには記載の連絡先に電話をするように記載されています。
○記載の電話番号に連絡してしまうと、相手は言葉巧みに個人情報聞き出し、お金を請求されるなどの可能性があります。

このような「はがき」が届いたときは、記載の連絡先へは連絡しないで無視するか、消費生活センターや消費生活相談窓口にご相談ください。
消費者ホットライン ☎188 (局番なし) で最寄りの相談窓口をご紹介します。

FAX申込書

奈良県消費生活センター行き (FAX 0742-32-2686)

くらしの講座

ふりがな 氏名	受講希望人数をご記入ください。		
	5/29	6/25	7/26
	人	人	人
住所	〒		
電話番号			
FAX番号			
チラシをご覧になった場所 (例:図書情報館)			